

東自整健発第42号
令和8年7月15日

事業主 殿

東京都自動車整備健康保険組合

理事長 五十嵐 正樹
(公 印 省 略)

高額療養費制度の改正について

平素より当健保組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により高額療養費の算定基準額等の見直しが行われることとなりましたのでご案内申し上げます。

制度改正の内容につきましては、別紙のパンフレットをご確認ください。当健保組合では、高額療養費の自動払制度を利用しておりますので、事務担当者様、被保険者様におかれましては手続きに特段の変更はございません。

お手数をおかけいたしますが、事業所での周知等につきましてご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

TEL (代表) 03 (3432) 2401
業務課宛